

交通遺児育英会 奨学生募集要項

公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3F

電話 03-3556-0773 (直通) 0120-521286 (フリーダイヤル)

(受付時間：9：00～17：30 土、日、祝祭日、本会の休業日を除く)

ホームページアドレス <https://www.kotsuiji.com>

1. 事業の目的

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

2. 設立の経緯

昭和 43 年、衆議院交通安全対策特別委員会で「政府は交通遺児に対する援護と、高等学校等の修学資金貸与を行う財団法人の設立と助成に配慮すべきである」という趣旨の決議がなされました。その背景には、交通遺児救済策の一つとして、母親たちの切なる願いである、遺児の高校進学を目的とする運動の推進と世論の盛り上がりがあったのです。政府は閣議で特別委員会決議を了承し、昭和 44 年 5 月 2 日、財団法人「交通遺児育英会」が設立されました。

3. 実績

過去 56 年間に、高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校生 58,556 人に奨学金を貸与し、その累計額は 584 億円です。(令和 7 年 3 月現在)

令和 7 年度奨学生の募集について

(公財) 交通遺児育英会の奨学生募集には、下記の通り、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、進学後に申し込む在学募集があります。

記

(1) すべての奨学生に共通の応募資格

保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含みます。(申込時 25 歳までの人)

※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 及び別表第 2 の第 1 級から第 7 級までの障害、身体障害者福祉法の第 1 級から第 4 級までの障害、又は、精神保健および精神障害者福祉法の第 1 級から第 3 級までの障害です。

(2) 学校別応募資格等

① 高等学校・高等専門学校奨学生

応募資格：在学応募；現在、高校・高専に在学している生徒。

予約応募：令和 8 年 4 月に高校・高専に進学予定の中学 3 年生。

募集期限：在学募集；令和 8 年 1 月 31 日。

第 1 次予約募集；令和 7 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 8 年 1 月 31 日。

② 大学・短期大学奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学・短大に在学している学生。

予約応募：令和 8 年 4 月に大学・短大に進学予定の者。

募集期限：在学募集；令和 7 年 10 月 31 日。

第 1 次予約募集；令和 7 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 8 年 1 月 31 日。

③ 大学院奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学院に在学している学生。

予約応募：令和 8 年 4 月に大学院に進学予定の者。

募集期限：在学募集；令和 7 年 10 月 31 日。

第 1 次予約募集；令和 7 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 8 年 1 月 31 日。

④ 専修学校奨学生

応募資格：国の省庁の認可または都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程ならびに専修学校高等課程で、修業年限 1 年以上の課程に在籍している生徒。(いわゆる無認可校や予備校の生徒は不可)。

在学応募；現在、専修学校に在学している生徒。

予約応募；令和 8 年 4 月に専修学校に進学予定の者

募集期限：在学募集；令和 7 年 10 月 31 日。

第 1 次予約募集；令和 7 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 8 年 1 月 31 日。

(3) 奨学金の種類と貸与額

① 奨学金の月額（各四半期の中の月である5月・8月・11月・2月に3ヶ月分ずつ貸与。無利子）

学 校	奨学金月額（貸与・一部給付あり）	募集人数
・高等学校 ・高等専門学校1・2・3年生	2万円・3万円・4万円から選択 （うち1万円は給付）	400人
・大学・短期大学 ・高等専門学校4・5年生	4万円・5万円・6万円から選択 （うち2万円は給付）	300人
・大学院	5万円・8万円・10万円から選択 （うち2万円は給付）	20人
・専修学校専門課程	4万円・5万円・6万円から選択 （うち2万円は給付）	150人
・専修学校高等課程	2万円・3万円・4万円から選択 （うち1万円は給付）	

☆各学校の専攻科にも貸与できます。 ☆貸付期間は各学校の最短修業年限まで

② 入学一時金（1年生入学後希望者に貸与。無利子）

学 校	入学一時金の額（全額貸与）	募集人数
・高等学校 ・高等専門学校	20万円・40万円・60万円から選択	300人
・大学・短期大学	40万円・60万円・80万円から選択	200人
・専修学校専門課程	40万円・60万円・80万円から選択	100人
・専修学校高等課程	20万円・40万円・60万円から選択	

（注）大学院及び各専攻科奨学生には貸与できません。

③ 進学準備金の貸与（国会高校奨学生3年生で、大学・専修学校奨学生予約申込者のうち希望者）

学 校	進学準備金の額（全額貸与）	募集人数
・高校奨学生でかつ大学予約、専修予約申込者	40万円・60万円・80万円から選択	100人

（注）進学準備金の貸与を受けた者は、進学後の入学一時金は貸与できません。

④ 進学支援金の貸与（大学・専修学校専門課程予約申込者で浪人した者のうち希望者）

対象者：翌年度も大学等予約申込する者	進学支援金の額（全額貸与）	募集人員
・高校卒業後1年目の大学等浪人生	40万円・60万円・80万円から選択	10人

(4) 奨学金の併用等

① 他の奨学金制度と併せて利用してもよい。②同一世帯、同一学校から何人でも応募できます。

(5) 申し込み方法

① 応募書類は、国会奨学課に電話でお申し込みください。該当する学校の「奨学生募集案内・願書」を郵送いたします。また、インターネットの国会ホームページからでも応募書類関係のダウンロードが可能です。

② 応募書類中の「願書」に必要事項を記入の上、添付書類をととのえ、国会まで提出願います。

(6) 返還について

① 奨学金や入学一時金は貸与終了（卒業）後に6か月据え置いてから20年以内の分割返還となっています。月賦、半年賦、年賦の方法を選択できます。

② 上級の学校に在学中や病気などの場合は、返還を猶予する制度があります。

(7) 奨学金以外の制度や事業（概要）

① 全国の高校奨学生と保護者が一堂に会する「つどい」（旅費・宿泊費等は国会負担）

② 高校奨学生の海外語学研修（夏休み期間中の3週間、旅費・宿泊費等は国会負担）

③ 自動車運転免許補助（上限15万円で教習所費用の半額を給付）

④ 学生寮「心塾」

・東京学生寮：東京都日野市、国会所有の学生寮、新宿駅まで約1時間、朝夕2食付で月額1万円、男子棟・女子棟の別で全室個室

・関西学生寮：民間学生会館の借り上げ方式の寮、大阪・兵庫・京都に40カ所、朝夕2食付で月額15,000円～25,000円、全室個室、各会館はマンション並み

⑤ 家賃補助（東京と関西以外の大学や専門学校に在学、通学のためのアパート等の家賃の補助、月額15,000円を給付）

（令和7年3月作成）